

熊本市長の専決処分事項に関する条例の一部改正について

熊本市長の専決処分事項に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例

熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

- (4) 市の申立てにより発せられた支払督促（1件140万円以下のものに限る。）  
に対し、債務者から適法な督促異議の申立てがあった場合に、民事訴訟法（平成  
8年法律第109号）第395条の規定により当該支払督促の申立ての時にあつ  
たものとみなされる訴えの提起

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

市の債権の管理に関する事務の円滑な執行を図るため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。